

第66号議案

令和3年度芦屋市一般会計補正予算（第7号）

令和3年度芦屋市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,019,862千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月21日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

## 第 1 表 歳 入

### 歳 入

款	項
22 国庫支出金	
	02 国庫補助金
26 繰入金	
	01 基金繰入金
歳 入 合 計	

## 歳 出 予 算 補 正

補正前の額	補 正 額	計
5, 831, 351 <small>千円</small>	61, 925 <small>千円</small>	5, 893, 276 <small>千円</small>
1, 477, 698	61, 925	1, 539, 623
2, 653, 355	25, 675	2, 679, 030
2, 592, 653	25, 675	2, 618, 328
43, 932, 262	87, 600	44, 019, 862

### 歳 出

款	項
07 商工費	
	07 商工費
歳 出 合 計	

補正前の額	補 正 額	計
214, 860 <small>千円</small>	87, 600 <small>千円</small>	302, 460 <small>千円</small>
214, 860	87, 600	302, 460
43, 932, 262	87, 600	44, 019, 862

## 歳入歳出補正予算

### 1 総括表 歳入

款	補正前の額
22 国庫支出金	5,831,351 千円
26 繰入金	2,653,355
歳入合計	43,932,262

## 事項別明細書

補正額	計
61,925 千円	5,893,276 千円
25,675	2,679,030
87,600	44,019,862

### 歳出

款	補正前の額	補正額
07 商工費	214,860 千円	87,600 千円
歳出合計	43,932,262	87,600

計	補正額の財源内訳			一般財源
	特 国庫支出金	定 地方債	財 源 その他	
302,460 千円	61,925 千円	千円	千円	25,675 千円
44,019,862	61,925			25,675

2 歳 入

(款) 22 国庫支出金

(項) 02 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節
				区 分
02 総務費補助金	81,470	61,925	143,395	01 総務管理費補助金
計	1,477,698	61,925	1,539,623	

(款) 26 繰入金

(項) 01 基金繰入金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節
				区 分
01 財政基金繰入金	2,336,153	25,675	2,361,828	01 財政基金繰入金
計	2,592,653	25,675	2,618,328	

金額 千円	説 明
61,925	□新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (事業者支援分)追加

金額 千円	説 明
25,675	□財政基金取りくずし追加

### 3 歳 出

(款) 07 商工費

(項) 07 商工費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	財源内訳 千円	区 分
					02 商工振興費
計	214,860	87,600	302,460	87,600	

節			説 明
金額 千円	細 節	金額 千円	
24	01 消耗品費	24	<input type="checkbox"/> 芦屋市事業者一時支援金事業に要する経費 追加 87,600 芦屋市事業者一時支援金追加 87,500 その他経費追加 100
76	02 郵便料	76	
87,500	04 補助交付金	87,500	

## 令和3年度一般会計補正予算（第7号）について

### 歳入歳出予算

当初予算額：	42,393,243千円	
現計予算額：	43,932,262千円	(+1,539,019千円)
補正額：	+87,600千円	
補正後予算額：	44,019,862千円	(+1,626,619千円)

※（）内は当初予算額からの増減額

#### （補正額の内訳）

・ 芦屋市事業者一時支援金事業	+87,600千円	(+ 25,675千円)
	補正額：	+87,600千円 (+ 25,675千円)

※（）内は市負担額

歳出科目	事業概要
商工費 - 商工費 - 商工振興費	新型コロナウイルス感染症拡大による消費行動の低迷や事業規模の縮小などの影響を受けている中小法人・個人事業主（以下、「事業者」という）で、国の月次支援金又は県の時短・休業要請のいずれにも対象とならない事業者のうち大きく売上が減少している事業者に対し、1事業者につき一律10万円の一時支援金を支給し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援するもの。

## 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）の追加交付

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により、経済活動への影響が全国的に生じていることを踏まえ、その影響を受ける事業者に対し、都道府県や市町村が地域の実情に応じて、きめ細かく支援の取組を着実に実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）」を追加交付する。

- 予算額 3,000億円
  - ・都道府県 2,000億円
  - ・市町村 1,000億円

※ 4月に創設した「事業者支援分（5,000億円）」の留保額2,000億円を都道府県に交付するとともに、R2年度三次補正の繰越分を活用し、市町村に1,000億円を交付する。

- 対象事業：新型コロナウイルス感染症により経済活動に影響を受ける事業者への支援  
感染症防止強化策・見回り支援

### ＜取組例＞

- ・事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援
- ・飲食・観光・交通事業者等への支援
- ・感染症防止強化策・見回り支援
- ・ワクチン接種の進捗後の円滑な事業再開支援
- ・上記都道府県事業の上乗せ・横出し（市町村） 等

- 算定方法：事業所数を基礎とし財政力を反映して算定